

## 米沿岸警備隊、米領海内の船舶に対する 米環境保護庁のVessel General Permit プログラムの適用を強化

### 概要

組合員の皆様におかれては、すでにEPA(米環境保護庁)が推進しているVessel General Permit (VGP: 船舶一般許可) プログラムをご承知のことと思います。同プログラムは、米国の港に寄港する船舶、または米国の海岸線から3海里以内の海域を通過する300GT以上の船舶から排出されるか、またはそのおそれのある、すべての廃液に対して適用されます。本プログラムでは、バラスト水、ビルジ水、防汚塗装材、デッキの洗浄水・流出水、生活雑排水、潤滑剤、化学物質、メンテナンス用液など1の廃液を排出する可能性がある船舶内の26箇所が対象とされています。



本報は、組合員の皆様に、VGPの規定の運用が積極化される見込みであることをお知らせすることを目的としています。

### USCG (米沿岸警備隊) とEPA間のVGPに関する覚書

船舶は、いつでも本プログラムに登録可能ですが、EPAは、同プログラムの成立時点において現存する船舶については、意向書 (NOI) の提出を通じて登録を行い、包括的に許可を受けることを認めています。また、現在、登録と承認手続きに30日の遅延が生じる可能性があります。2009年9月19日までに提出を行った場合は、そうした遅延が回避できるよう考慮されます。

以降約18か月間は、VGPプログラムが施行されるまでに、「教育と周知」に取り組むための期間として位置づけられています。

最近になって、VGP規定の運用が積極化される動きがありました。EPAとの間で締結した覚書に関して、USCGから2011年2月11日付けで指針書「CG-543 Policy letter 11-01」が発行されました。同指針書において、米国船籍の船舶に対してはその定期検査中、米国船籍以外の船舶に対してはそのポートステートコントロールの実施期間中に、USCGがVGPの基本条項の遵守状況を点検し、EPAをサポートすることが明記されています。USCGは、VGPに対する不備を発見した場合、EPAに報告することになります。なお、EPAは、VGPの所管官庁であり、VGPに対する違反や、許可を得ずに排出が行われた場合、行政命令の発行、行政処分、訴訟などを実施する権限を有しています。

今後の進展次第では、EPAの同意を得たうえで、USCGの役割が高まる可能性があります。

<sup>1</sup>本プログラムおよびその対象範囲の詳細については、Gard News No.194の8ページをご参照ください。次のURLからご覧いただけます。

<http://www.gard.no/ikbViewer/page/iknowbook/go/target/53106>

### お問い合わせ先

損害防止担当  
シニアマネジャー  
Terje R. Paulsen  
[terje.paulsen@gard.no](mailto:terje.paulsen@gard.no)

損害防止担当  
シニアエグゼクティブ  
Marius Schonberg  
[marius.schonberg@gard.no](mailto:marius.schonberg@gard.no)

#### 作業支援項目チェックリスト

USCGによると、USCGが実施する検査プログラムは、特定の船舶を対象としたものではなく、独立した検査として日程が設定されることはありません。すでに日程が設定されている検査、すなわち、ポートステートコントロール、ISPS（船舶と港湾施設の保安のための国際コード）、適合証明書（COC）の検査・審査の一部として実施されることとなります。USCGのポリシーレターに付録される作業支援項目（チェックリスト）に、最低限含まれる検査項目が特定されています。

- ・ 上級船舶職員と面談し、VGPの要求事項を理解していることを確認する
- ・ 意向書（NOI）の点検
- ・ 週次検査記録の点検
- ・ 2010年12月20日以降に実施された年次検査記録の点検
- ・ 2009年2月6日以降に乾ドックに入ったことがある場合、その乾ドックの検査報告書の点検
- ・ バラスト水の管理計画とその記録の点検（これは、VGP要件以外の既定の要件です。）
- ・ 油記録簿の点検（これは、VGP要件以外の既定の要件です。）
- ・ 甲板周りの散乱物、がれき類、オイルステイン、廃物の状況の点検、ならびに機械機構部の廃液受けおよび漏れ受けレールが適切に利用されていることの点検

USCGは、VGPに関連する各州の要件への遵守状況は検査対象としない意向です。ただし、USCGが実施する他の検査と同様に、不遵守を示す証拠があった場合は、さらに詳細な検査が実施される可能性があります。VGPに関する不備については、検査中に修正措置が取られた場合でも、すべて書面に記録され、EPAに報告されます。しかし、そうでであっても、運航業者にとっては、検査中に問題点を修正することが最善の選択です。

#### 勧告

Gardは、EPAのVGPプログラムが適用される組合員およびそのクライアントの皆様に対して、VGPの規定がさらに積極的に運用されることに備えて、本回報で取り上げた作業支援項目（Job Aid）チェックリスト/マトリクスを参考にされることを強く推奨します。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の確保には細心の注意を払っていますが、ガードは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。 [www.gard.no](http://www.gard.no)

© Gard AS, February 2011

#### お問い合わせ先

損害防止担当  
シニアマネジャー  
Terje R. Paulsen  
[terje.paulsen@gard.no](mailto:terje.paulsen@gard.no)

損害防止担当  
シニアエグゼクティブ  
Marius Schönberg  
[marius.schonberg@gard.no](mailto:marius.schonberg@gard.no)

